

諮問第 1 号

大阪市高速電気軌道第 4 号線大阪市中心区森ノ宮中央 1 丁目 14
番地先・同市城東区森之宮 1 丁目 6 番地先間工事施行認可につ
いて

大阪市高速電気軌道株式会社より国土交通大臣に申請中の大阪市高速電
気軌道第 4 号線大阪市中心区森ノ宮中央 1 丁目 14 番地先・同市城東区森之宮
1 丁目 6 番地先間工事施行認可について、大阪府知事から別紙のとおり意見
を求めてきたので、本市が管理する次の道路の区間についてこれに回答する
ため、軌道法施行令第 5 条第 2 項において準用する同令第 2 条第 2 項の規定
に基づき議会の意見を問う。

路線名	区間
大阪市道築港深江線	中央区森ノ宮中央 1 丁目 14 番地先から 城東区森之宮 1 丁目 16 番の 3 地先まで

令和 7 年 5 月 15 日

大阪市長 横 山 英 幸

(別紙)

交 鉄 第 1327 号

令和 7 年 3 月 28 日

道路管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸 様

大阪府知事 吉村 洋文 

工事施行認可申請について（照会）

標記について、大阪市高速電気軌道株式会社より、令和 7 年 3 月 28 日付け
OM一交ネ第224号により、軌道法第 5 条に基づく申請がありました。

つきましては、軌道法施行令第 5 条第 2 項において準用する同令第 2 条 1
項の規定により、貴職が管理している下記道路について意見を伺います。

なお、令和 7 年 6 月 13 日までに、文書にて回答願います。

記

路線名 : 大阪市道築港深江線

添付書類省略

(参考)

軌道法 (抄)

第 5 条 軌道経営者ハ国土交通大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スヘシ

省 略

軌道法施行令 (抄)

第 2 条 所管地方運輸局長は、前条第 1 項の申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、期限を指定して、申請に係る軌道が敷設される道路の道路管理者の意見を徴しなければならない。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により意見を求められたときは、期限を指定して、当該地方公共団体の議会の意見を徴しなければならない。

(工事施行等の認可の申請等)

第 5 条 法第 5 条第 1 項の規定による工事施行の認可を受けようとする軌道経営者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出し、且つ、軌道を敷設する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図を都道府県知事に提出しなければならない。

2 第 2 条及び第 3 条の規定は、都道府県知事が前項の申請書の提出を受けた場合に準用する。

3 省 略

説明図

